

塩尻市及び高山村の感染警戒レベルを5に引き上げ 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和4年1月21日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

松本圏域及び長野圏域については、感染の拡大が顕著な市町村に「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ（レベル5）」を発出し、感染症対策を強化しているところです。

しかしながら、直近1週間（1月14日～20日）の新規陽性者数は、松本圏域で420人、人口10万人当たりで99.13人、長野圏域で644人、人口10万人当たりで120.89人となっており、前週と比較してそれぞれ3.1倍、2.8倍と、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、複数の経路不明な感染事例などリスクの高い事例が発生しています。

2 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出

感染警戒レベル5相当の松本圏域及び長野圏域のうち、感染の拡大が顕著な市村（以下「該当市村」）について、感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

圏域	該当市村
松本圏域	塩尻市
長野圏域	高山村

3 該当市村における県としての対策

該当市村におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。該当市村にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いいたします。

（特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）に基づき実施するものです。）

（1）県民の皆様等への協力依頼

- ① 人と会う機会をできるだけ減らすようお願いいたします（特措法第24条第9項）
 - 人と会う時は、距離をとり短時間にしてください。普段会わない方と会う場合は、特に慎重な対応をしてください。
 - 可能なら電話やオンラインで済ませてください。
 - 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください。
- ② 会食の際には次のことをお願いいたします（特措法第24条第9項）
 - ご自宅等も含め、同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください。
 - 同一グループ同一テーブル4人以内、2時間以内とし、感染対策を徹底してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します。「信州の安心なお店」認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ登録店では、同一グループ同一テーブル5人以上でも利用可能としますが、この場合には、ワクチン2回の接種済み又は検査結果が陰性であることを提示していただく必要があります。（利用時

間2時間以内は守ってください。)

※ ワクチン・検査パッケージ登録店における人数制限緩和は1月23日から停止します。(1月19日より前にされた1月23日以降の予約は、人数制限緩和の対象とします。)

- できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください。
- ③ 帰省及び県外への訪問は、控えるようお願いします。また、出張等での来訪者、旅行者の方は、上記①、②及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします(特措法第24条第9項)。
- ④ 感染不安を感じる無症状の方に対し積極的に検査を受けることを要請します(特措法第24条第9項)
 - 感染対策が不十分な会食をされた方や感染が拡大している地域との往来をされた方など、感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染不安を感じる無症状の該当市村にお住まいの方に対し、県が指定する薬局等において積極的に検査を受けることを要請します。

(2) 事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は、状況に応じ入場制限等を実施してください(特措法第24条第9項)
 - 入場者数の制限(人と人との距離を概ね2メートル程度確保)
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② イベントの開催は慎重に検討してください(特措法第24条第9項)
 - 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討してください。
- ③ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策を徹底するようお願いします
- ④ 飲食店において会食を行う場合は、同一グループ同一テーブル4人以内とし、同一グループ同一テーブル5人以上の会食を受け入れる場合には、事前に県のワクチン・検査パッケージ登録事業者への登録をしていただき、来店時等にワクチン2回の接種済み又は検査結果が陰性であることを確認してください。

※ ワクチン・検査パッケージ登録店における人数制限緩和は1月23日から停止します。(1月19日より前にされた1月23日以降の予約は、人数制限緩和の対象とします。)

【従業員に対する感染防止対策】

- ① 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ② 職場の感染対策を改めて点検・徹底するようお願いします
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。

- ③ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

該当市村にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、別紙「全県への『医療警報（新型コロナウイルス特別警報Ⅰ）』発出に伴うお願い（令和4年1月13日）」にもご留意ください。

（3） 子どもへの対策

- ① 県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します
- 感染リスクの高い学習活動の中止
 - 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期
 - 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止
- ② 市町村立及び私立の学校設置者に対して、県立学校と同様の対応とするよう協力を要請します
- ③ 保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する者に対して、感染防止対策を講じてもお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を要請します

（4） 県が実施する対策

- ① 陽性者を早期に発見し、感染拡大を防止します
- 積極的疫学調査による PCR 検査等を広範に実施します
 - 感染リスクが高い特定の業種の方等に対し、必要に応じて、無症状の場合も含め PCR 等検査を受けるよう呼び掛け、集中的な検査を実施します
 - 感染不安を感じる無症状の方に受けていただく無料検査について、松本圏域及び長野圏域における実施体制の拡大を図ります
- ② 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、該当市村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します
- ③ 県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね5割削減します

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。さらに、県外との往来が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

全県への「医療警報(新型コロナウイルス特別警報Ⅰ)」 発出に伴うお願い(令和4年1月13日)

オミクロン株は感染性・伝播性が高く、ワクチンの効果が低下する可能性が指摘されていることから、2回のワクチン接種がお済みの方であっても慎重な行動をお願いします。重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、特に慎重な行動をお願いします。

県民の皆様等への協力要請

(1) 改めて原点に立ち返り、基本的な感染防止対策を徹底してください

- ・マスクの正しい着用(不織布マスク推奨)
- ・正しく手洗い・手指消毒
- ・屋内や車内の十分な換気
- ・ゼロ密を意識
- ・外出の際の混雑回避

(2) 人と会う機会をできるだけ減らしてください

(3) 普段会わない方との会食等は控えてください

ご自宅等を含め、普段会わない方との会食は控えるとともに、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えてください。

(4) 速やかな受診や積極的な検査をお願いします

(有症状の方) 少しでも体調に異変を感じた場合(発熱があるときはもちろん、熱がなくても、せき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常がある場合など)は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。

(無症状の方) 感染対策が不十分な会食をされた方や感染が拡大している地域との往来をされた方など、感染リスクが高い環境にある等の理由により、感染の不安を感じる方は積極的に無料検査を受けてください。

家族に体調不良の方がいる場合、検査の結果が判明するまでは、できるだけ外出を控えて下さい。

(5) 県外との往来は慎重に検討してください

(感染拡大地域※への訪問) できるだけ控えてください。訪問される場合は、ワクチン接種済みの方も含め帰県後の検査を推奨します。

(その他の地域への訪問) 慎重に検討し、訪問される場合は、基本的な感染防止対策の徹底やリスクの高い行動を控えるなど慎重な行動をしてください。

※ 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている地域並びに直近1週間の人口10万人当たり新規陽性者数が25.0人を上回っている都道府県(県ホームページで随時お知らせしています。)

※ レベル5の地域にお住いの皆様は、地域ごとの要請等を徹底してください

事業者の皆様等への協力要請

(1) ガイドライン遵守を徹底してください

店舗や施設の管理者におかれては、業種別に定められている感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底してください。

(2) 感染急拡大防止のための集団感染対策の徹底と事業継続計画の点検又は策定をお願いします

- ・職場や従業員寮等の共同生活の場における感染防止対策を徹底してください。
- ・事業活動を継続するために、事業継続計画(BCP)を点検又は策定してください。
- ・在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入してください。

県内の感染警戒レベル (R4. 1. 20 現在)

感染警戒レベル5の地域 17市、11町、8村

諏訪圏域（圏域内全域。岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村）
小諸市、佐久市、南牧村、軽井沢町、立科町、上田市、東御市、駒ヶ根市、
辰野町、飯田市、松川町、高森町、阿南町、喬木村、豊丘村、松本市、
安曇野市、大町市、松川村、白馬村、小谷村、長野市、須坂市、千曲市、
坂城町、小布施町、中野市、飯山市、山ノ内町、野沢温泉村

感染警戒レベル4の圏域 9圏域

佐久圏域、上田圏域、上伊那圏域、南信州圏域、木曽圏域、松本圏域、
北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域

